

置き薬協会事業概況から見る業界の現状

発行：日本置き薬協会 事務局

当協会のホームページには、協会監査役の石井健友氏の置き薬医薬品販売士の認定証が2007年度から年度を追って次々に掲示されるようになっている。「これまでも、これからも既存配置カードが示すこの実績 業界最高水準 置き薬医薬品販売士講習」とのタイトルは、正しく当会の目指すところである。その下に、日本薬業連絡会記者会での置き薬協会が発表したニュースリリースも掲載している。

第79号	26年4月	「置き薬の富山」に恥じぬ薬務行政 富山県くすり政策課ホームページに
第80号	26年5月	配置薬の明日は、明るい日と書きたい
第81号	26年6月	25年度事業概況
第82号	26年7月	25年末の配置販売業実態調査
第83号	26年8月	実務経験不要は半数がメリット大
第84号	26年9月	「既存配置」発「新配置」行き最終便発車は平成27年度
第85号	26年10月	富山県薬業連合会に「配置薬振興委員会」設置の動きから
第86号	26年12月	既存配置は「ガラハー」にならねば
第87号	26年12月	27年度年頭所感
第88号	27年1月	新幹線開業と富山のくすり
第89号	27年3月	厚労省に要望書を配置5団体名で提出

タイトルを追うと、26年度とその前後の業界内の動きが把握出来よう。

配置業界の縮小傾向の中にあって、配置メーカーが集まる「富山県薬業連合会」内に「配置振興委員会」が設けられ、業界全体で対策の検討が開始されたこと（第85号）。また販売側の6団体が厚労省担当官を交えて定期的に会合を行う、「配置関係団体連絡会」（仮称）が発足し、多少の整合性が取れないものの連名で要望書を厚労省に提出したこと（第89号）、などが業界内での大きな動きである。

一方、26年度、厚労省が打ち出した登録販売者試験の改訂により、今後、登録販売者資格の無い従事者が試験合格しても管理者がいないため、新配置に移行することが出来なくなった。これは今後の配置業界を揺るがす事態となり、第86号に「既存配置はガラハーにならねば」として触れている。

さて、今後想定される問題がある。それは特定商取引法改正による勧誘規制で、罰則強化や「訪問お断りステッカー」の居宅先貼付が検討されている事だ。5月27日に開催の（一社）富山県薬業連合会総会終了後の講演会講師に登壇された、厚労省医薬食品局総務課三好企画官は、この件に触れ、配置業界関係者は法改正の動向に注視しながら、適正な対応をするよう促された、と業界紙は報じている。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081

日 置 協